

補助事業で取得した財産の  
耐用年数中は  
財産の処分に制限があります。



## ○ 財産処分について

補助事業で取得した財産  
(1件あたりの取得価格が50万円以上)  
の耐用年数中\*1は財産の処分に  
制限があります。

処分制限の期限内に  
財産処分をする場合は  
手続きが必要です。

(補助金交付要綱第11条、  
事務取扱要領第12条)

\*1：耐用年数の例

- ・農業用機械 7年
- ・パイプハウス 10年



### <財産処分の例>

処分方法によっては、  
補助金返還が必要な場合もあります。



【目的外使用】  
事業計画以外に使用等



【譲渡】  
機械を他人に譲る等



【貸付】  
知人に機械を貸す等  
【その他】交換・取壊し等



【担保に供する】  
機械に抵当権を  
設定している等

▶詳しくは裏面へ

## ⚠️ ○ 財産処分について

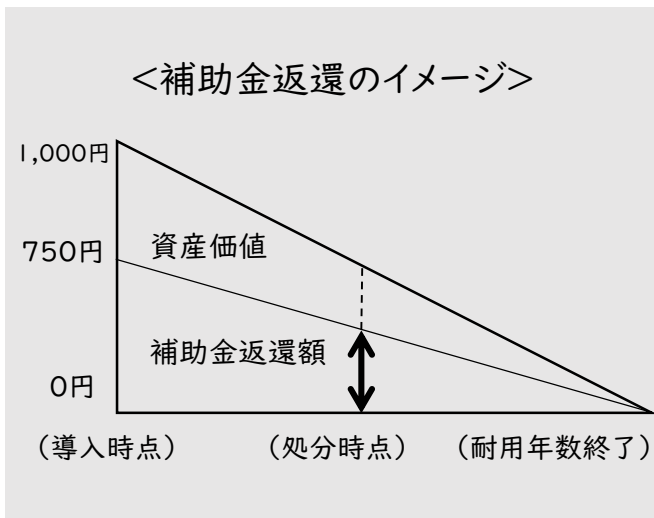
Q.財産処分の手続きとは？

A.財産処分承認申請書を作成し、  
県知事等の承認を得て財産処分することになります。  
→県農林事務所へご相談を！



Q.補助金返還はどのような場合？

A.例えば、財産処分時に収入が生じたとき、  
収入額とその財産の耐用年数から  
返還額を算定します。  
減価償却を行い、処分時点における  
補助金の残存分を返還いただきます。



◎処分する前に、  
あらかじめ所管の  
県農林事務所へ御相談ください。

## ⚠️ ○ 災害報告について

事業で導入した機械・施設等が  
処分制限期間内に  
天災やその他災害を  
受けた場合は県農林事務所へ  
ご相談ください。

Q.災害報告は何をするの？

- A.①災害報告書の作成  
(災害の原因、被災の程度、  
処分に係る収益等の見込額等)
- ②財産管理台帳の写し
- ③被害状況の写真
- ④その他、県が必要と認める書類  
を御提出ください。



ご相談は、下記農林事務所農業振興課までお問い合わせください。

原子力災害発生時の居住地	お問い合わせ先
川俣町	福島県県北農林事務所 TEL 024-521-2604
田村市	福島県県中農林事務所 TEL 024-935-1308
南相馬市、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、 浪江町、葛尾村、飯舘村	福島県相双農林事務所 TEL 0244-26-1337

※事業全般については福島県農業振興課 TEL 024-521-7336  
申請書類：福島県ホームページからダウンロードできます。

福島県被災12市町村

検索